

た。この変更により、所得税の還付を受けられる場合があります。

詳しくは、島原税務署（☎②3281）へ。

甲種防火管理者資格取得講習会

▼とき 11月25日（木）・26日（金） 9時から16時30分まで

▼ところ 島原広域消防本部

▼受講料 36000円（テキスト代）

▼申込期限 11月19日（金）まで

▼申し込み・問い合わせ先 消防本部予防課（☎②5857）または島原消防署（☎②0119）

戦没者等援護業務巡回相談

旧軍人、軍属、準軍属および遺族に対する恩給・年金や特別弔慰金の巡回相談を行います。

▼日程

・11月18日（木） 11時から16時まで 愛野公民館（雲仙市愛野町）

・11月25日（木） 11時から16時まで 西有家総合学習センターカムス（南島原市西有家町）

家町）

▼問い合わせ先 県原爆被爆者援護課（☎095-895-2429）

戦後強制抑留者特別給付金

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求を受け付けます。

▼対象者 戦後強制抑留者で平成22年6月16日に日本国籍を有する（存命の人）

▼受付期限 平成24年3月31日まで

▼問い合わせ先 平和記念事業特別基金（☎0570-0591204または03-586012748）

11月は労働保険適用促進強化月間です

労働保険は「労災保険」と「雇用保険」の総称で、仕事、通勤中の事故にあった場合の失業給付や失業した場合の失業手当の給付などを行っており、労働者を一人でも雇用する事業主は、労働保険に加入することが法律により義務付けられています。加入手続きが済んでいない

事業主は早急な手続きを行ってください。

詳しくは、長崎労働局労働保険徴収室（☎095-801-0025）または最寄りの労働基準監督署やハローワークへ。

「小規模企業共済」「経営セーフティ共済」加入について

10月・11月は小規模企業共済および経営セーフティ共済の全国加入促進強化月間です。

小規模企業共済制度は、個人事業主または会社などの役員が事業をやめたり退職した場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金を準備しておく国の共済制度です。

経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で、経営悪化の危機に直面したときに、資金を借り入れることができる国の共済制度です。

詳しくは、商工会議所、商工会、金融機関の窓口へ。

裁判員制度

名簿記載通知について

裁判員候補者名簿は市町村の選挙管理委員会が選挙人名

簿から無作為に抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成します。名簿に登録された人にあらかじめ心づもりをしてもらうために、11月中旬に通知を行います。この通知は裁判員に選ばれる可能性があるので、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた訳ではありません。通知を受けた人のご理解と協力をお願いします。

詳しくは、長崎地方裁判所（☎095-804-4114）へ。

長崎地方裁判所島原支局での商業・法人登記事務取扱変更

長崎地方裁判所島原支局で取り扱っている会社や法人の登記事務が長崎地方裁判所登記部門で取り扱うこととなります。

なお、会社や法人の登記に係る登記事項証明書および印鑑証明書の交付（動産・債権譲渡登記に係る概要記録事項証明書の交付事務を含む）は引き続き取り扱います。

▼変更年月日 11月29日（月）

▼問い合わせ先 長崎地方裁判所島原支局（☎②251

3）または長崎地方裁判所登記部門（☎095-820-5937）

障害者雇用納付金制度の改正

平成22年7月から「障害者雇用納付金制度」が改正され従業員200人を超え300人以下の中小企業事業主の人にも納付金申告を行うことになりました。

詳しくは、社団法人長崎県雇用支援協会（☎095-827-1165）へ。

国民年金コーナー

年金受給者の扶養親族等申告書

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象となります（障害年金・遺族年金は対象外）。課税対象となる人には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月3日（金）までに必ず提出してください。この申告により、翌年中の年金にかかる所得税の源泉徴収額が決まります。提出を忘れると各種控除が受けられ